本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第三九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二八年三月二八日とすることとした。ただし、同法第三条中自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第二〇条第四項、第二〇条の八第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二八年一月三一日とすることとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　航空自衛隊の航空混成団の編成を改めることとした。（第二八条の一七関係）

2　陸上自衛隊与那国駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

新設される陸上自衛隊与那国駐屯地を特地官署とすることとした。（別表第六関係）

三　施行期日

この政令は、平成二八年三月二八日から施行することとした。ただし、一の1は平成二八年一月三一日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二五号）（防衛省）

1　大臣官房審議官の人数を六人から七人に増員し、うち一人は、平成三三年三月三一日まで置かれるものとした。（第一〇条の三及び附則第六項関係）

2　大臣官房参事官の人数を四人から五人に増員し、うち一人は、平成三三年三月三一日まで置かれるものとした。（第一〇条の四及び附則第七項関係）

3　沖縄防衛局の次長の人数を一人から二人に増員し、うち一人は、平成三三年三月三一日まで置かれるものとした。（第一六七条及び附則第一六項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二六号）（法務省）

1　権利義務の承継の登記に関する一般規定を設けることとした。（第七条、第八条第二項、第一三条及び第二五条関係）

2　農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（以下「農協等」という。）のみなし解散の登記について、必要な規定を整備することとした。（第二六条第二項関係）

3　農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の登記について、必要な規定を整備することとした。（第二六条第三項及び第四項関係）

4　農協等の組織変更の登記について、必要な規定を整備することとした。（第二六条第五項から第一一項まで関係）

5　別表に農協等の項を加えることとした。（別表関係）

6　この政令の施行の日前に締結された合併契約に係る合併により設立する農協等が合併に際して従たる事務所を設けた場合における従たる事務所の所在地における登記の期間については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

7　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（政令第二七号）（農林水産省）

一　農業協同組合法施行令の一部改正関係

1　会計監査人の監査を要しない組合の範囲

会計監査人の監査を要しない農業協同組合及び農業協同組合連合会の範囲を、貯金等の合計額が二〇〇億円に達しない農業協同組合及び負債の合計金額が二〇〇億円に達しない農業協同組合連合会とすることとした。（第二二条関係）

2　社会医療法人に係る認定の申請

医療法人に組織変更しようとする組合が社会医療法人の認定要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を申請する場合には、当該認定を受けようとする旨等を記載した申請書を、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第四四条関係）

二　農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件等の廃止関係

農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件ほか一件を廃止することとした。

三　関係政令の整備関係

農水産業協同組合貯金保険法施行令その他の関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇存続都道府県中央会等の組織変更の登記に関する政令（政令第二八号）（農林水産省）

1　存続都道府県中央会、存続全国中央会、都道府県農業会議及び全国農業会議所の組織変更の登記について、必要な規定を整備することとした。（第一条～第四条関係）

2　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二九号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域に、広島県及び愛媛県今治市の区域等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（厚生労働省）

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二六万五、〇〇〇円とし、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四八万円とすることとした。（第一八条第四項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一号）（厚生労働省）

1　平成二八年度及び平成二九年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一〇・九九とすることとした。（第一一条の二関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（政令第三二号）（内閣府本府）

1　法第二条第四号ニ及びホの政令で定める機関

㈠　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二五年法律第六五号。以下「法」という。）第二条第四号ニの政令で定める特別の機関は、警察庁とした。（第一条第一項関係）

㈡　法第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、検察庁とした。（第一条第二項関係）